

氏名	おお 太 田 孝 彦
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	論 文 博 第 279 号
学位授与の日付	平 成 7 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	室 町 水 墨 画 の 研 究 — 室 町 時 代 に お け る 中 国 絵 画 撮 取 の 様 相 —

論文調査委員 (主 査) 教 授 清 水 善 三 教 授 佐 々 木 丞 平 教 授 大 山 喬 平

論 文 内 容 の 要 旨

わが国の美術は、多くの場合、中国美術の影響下においてつぎつぎと新しい様式やジャンルを開拓してきた。水墨画を受け入れた中世の美術も、また同様であった。本論文は、中国の水墨画を受け入れて、それを新しく室町水墨画として変容させていった過程を考察の対象としている。水墨画の伝来は、必ずしも禅宗とともに始まったわけではない。しかし、後世への影響をみたとき、禅林でつちかわれた水墨画観が、室町水墨画の性格を決定づけたことは疑いない。したがって本論文は、具体的には、禅林において、如何なる絵画が、如何に受容されたかを問うことによって、禅僧の水墨画観を尋ね、それを基盤として成立した室町水墨画とはどのようなものであったか、またその特質とは何か、という課題を解明することを目的としている。

本論文は三部から成る。〔第一部、禅僧の墨戯〕では、『佛日庵公物目録』や、当時の禅僧たちの語録・詩文集に記録された題詩を検討し、直接宗教活動に関わらない墨梅図、芦雁図などの墨戯にあらわれた禅僧たちの鑑賞態度を考察する。わが国の禅僧たちが作品に見ようとしたものは、自分たちの文学的教養を背景とした文学に語られている世界である。たとえば、モチーフに縁のある林和靖の詩を思い浮かべ、その詩に詠まれている情趣などを感じとることであった。そしてそのことがまた、わが国の禅僧たちが、中国の墨梅の様式に倣いながらも、それとは少しずれた作風を生み出す契機となり、やがては中国のそれとまったく異なる意図をもつ墨梅画家物外の「折枝の墨梅」などの出現を見るにいたった（第一章、墨梅図の受容と制作）。

芦雁図も早くから愛好された画題であるが、北宋画院の花鳥画家が、芦雁を近接空間に大きくとらえて雁の行為を描いたのに対し、わが国の入元禅僧は、基本的には、文学を背景として鑑賞することにより、群雁の風景にも詩的なものを求め、やがて芦雁を山水画の一点景とするようになる（第二章芦雁図の展開）。

ところで、こうした絵画鑑賞や制作の様相は、「形似」に基づいて現実の物体を写し取るのではなく、

対象（自然）の属性によって象徴される人間の在り方や自己の思いを草々とした筆線に託して吐出するものであり、その描き方は「幻出」というべきで、次章でのべる詩画軸の「形容」とは異なる（第三章『空華集』にあらわれた絵画資料）。

〔第二部詩画軸の研究〕は室町時代を通じて描かれた詩画軸にみられる「日本的摂取」の考察である。詩画一致をいい、詩と画を同一紙面に共存させている点では日・中詩画軸ともに共通するが、主題のとらえ方、制作のあり方、鑑賞の仕方に大きい相違がある。わが国の詩画軸では、文学に詠まれた風景を画題とするだけでなく、禅僧の仲間意識、斎居賛美、交友、送別等の主題を重ね合わせ、そこに成立する心情を語ろうとする点が独特である（第四章、応永の詩画軸）。

しかし次の世代になると、中国の手本が李郭派様式から南宋画院様式の山水画に変るとともに、鑑賞方式にも「遠さ」の表現が求められ、孤高超俗の精神が託されることとなる。（第五章周文様式の詩画軸）。

更に応仁の乱前後から、詩画軸は一般的な山水画に共通する性格、すなわち画面に視覚的統一が要求され、画面そのものに文学の世界を開示し、そこに心を遊ばせようとする傾向が強くなる。それとともに、周文様式に基づいてさまざまな分派が生じ、文情、岳翁など多くの画家を輩出する（第六章「書斎の図」から「山水の図」へ）。

〔第三部瀟湘八景図の受容と制作〕は、中国から伝来した瀟湘八景図の日本的摂取の仕方を考察したもので、わが国の瀟湘八景図では、中国の「八景図」の基本にあった現実の遠近感や大気存在といったものは忘れられ、次第に「八景」の「図様」のみが重視され、当の場面が「八景」の何であるかを表示するだけの標識という性格をもって制作されるにいたる（第七章瀟湘八景図の受容と制作）。

しかしやがて、中国の絵画から文学的な主題を指示する景物のみを抽出し、描くべき画面に挿入する方式から、そうした景物を取り囲む景物同志の組立、景観をも取り込もうとする方式、すなわち画様として中国の絵手本を使用する段階へと進展する。こうした絵画制作のあり方が「筆様による制作」であり、香雪美術館本はその好例である（第八章「筆様」による制作）。

「筆様による制作」は必然的に新しい絵画観と新しい山水画を誕生させる。ここでは従来の四季山水画や瀟湘八景図のように非現実的な理想境を描くのではなく、現実の世界（自然）を対象とする。しかしそれを実景としてではなく、文学的あるいは宗教的理想境としてとらえようとするのである。雪舟の『天橋立図』はその好例で、当時の禅僧は、こうした技法を「縮地の法」と呼んだ（第九章縮地の法）。

中国水墨画を摂取した過程は三段階に整理することができる。すなわち、中国から新文化として伝えられた水墨画を鑑賞し、それに倣って水墨画を制作する過程において、わが国の水墨画は従来にない三つの新しいジャンルを切り開いていった。まず、(イ) 禅僧の墨戯であり、(ロ) 詩画軸の成立であり、(ハ) 瀟湘八景図に代表される室町水墨山水画の世界である。これらは中国絵画の摂取の三段階に対応しているともいえる。すなわち、(a) 憧れの中国文化を共有しようとするを目的として中国絵画に関っていた時代、(b) 中国絵画を自らの絵画制作の絵手本として意識した段階、そして(c) 雪舟のように、自身の絵画観によって中国の作品を解釈し、その画家の意図を学ぼうとした段階の三つである（結語）。

論文審査の結果の要旨

わが国の美術は、多かれ少なかれ中国美術の影響を受けつつ、新しい様式や新しいジャンルを開拓してきた。水墨画を受け入れた中世の美術もまた同様であった。本論文は中国水墨画を受容し、それを日本の室町水墨画として変容させていった過程を、実作品の様式的検討と、絵画自体に記された賛（画賛）や禅僧たちの語録・詩文集、さらには『佛日庵公物目録』など膨大な文献資料の検討との双方を通じて有機的・総合的に考察したものである。

本論文の意義はつぎの三点にある。

まず第一は、美術史の分野ではとかく単なる歴史的資料として扱われがちな上記の文献資料を、禅僧たちの水墨画観を尋ねる手段として活用した点である。論者は紙数の多くを割いてこれら文献資料を克明に分析し、作品の制作年代や画家と賛者との関係、制作の事情など事実を語る資料として使用するのみではなく、禅僧たちの制作意図や鑑賞の態度、いいかえると禅僧たちの水墨画との関わり方（水墨画観）を読みとろうと努力した。

第二は、水墨画の造形的特色（様式）を、上記の文献が語る禅僧たちの「水墨画観」から他律的に解釈することなく、論者独自の的方法論に基づいて、的確に、かつ徹底的に分析を加え、絵画としての水墨画の空間的性格を明確にした点である。そのことによって、文献資料が語る禅僧たちの水墨画観と室町時代の水墨画の特色との有機的な考察が可能となっている。

第三は、上述した綿密な文献資料の検討によって得られた水墨画観の変遷と、徹底した様式分析を通じて得られた室町水墨画の変容を併せ検討することによって、水墨画が伝来して以来の、わが国における水墨画の発展過程を体系化することに成功した点である。

論者によれば、中国から新文化として伝えられた水墨画を鑑賞し、それに倣って水墨画を制作する過程において、わが国の水墨画は従来にない三つの新しいジャンルを切り開いていった、という。まず（イ）禅宗の墨戯（たとえば『墨梅図』など）であり、（ロ）詩画軸（たとえば『柴門新月図』など）の成立であり、（ハ）瀟湘八景図に代表される室町水墨画（たとえば周文の山水図など）の世界である。そしてこれらジャンルの成立と変遷は、中国絵画を摂取する態度の三段階に対応しているという。すなわち、（a）憧れの中国文化を共有することを目的として中国絵画に関っていた段階、（b）中国絵画を自らの絵画制作の絵手本として意識した段階、そして（c）雪舟のように、自身の絵画観によって中国の作品を解釈し、その画家の意図を学ぼうとした段階の三つである、と提言する。加えて論者は、現実の世界（自然）を対象としながらも、それを実景としてでなく、文学的あるいは宗教的理想境としてとらえようとする雪舟の「縮地の法」（具体例としては『天橋立図』）が誕生するのは、この第三段階の絵画観を経てはじめて可能であった、という注目すべき指摘も行っている。

このように堅実な文献的考察と徹底した実作品の分析によって、従来に例をみない独創的な室町水墨画の体系化に成功した点、高い評価を与えられるのであるが、なお今後への注文がないわけではない。室町水墨画自体の綿密な考証の反面、その源流となった中国水墨画に関する考察がいまひとつ乏しい感はいなめない。源流となりうる中国絵画の遺品が僅少であるという事情を考慮しても、なお惜しまれるところで

ある。しかしこれも、今後の課題としてのこしてさしつかえない性質のものであって、本論文の趣旨とその独創的な成果をそこなうものではない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成6年12月20日、調査委員3名が試験を行った結果、合格と認めた。